

令和7年度 未就業看護職員再就業移動相談事業実施要領

1 目的

佐賀県ナースセンターに出向くことが困難な就業希望者の就業を促進するため、ナースセンター就業相談員が県内各地の公共職業安定所（以下ハローワーク）に出向き、未就業看護職員に対し、勤務体制や職場環境等の知見を踏まえた求人情報や最新の医療・看護についての情報提供、就業活動や進路等の相談事業を実施することを目的とする。

なお、看護補助者との協働の重要性が増している現状を考慮し、看護補助者への就業活動・相談事業も実施する。

2 実施主体

佐賀県の委託を受けて、公益社団法人佐賀県看護協会が実施する。

3 日時及び実施場所

ハローワーク佐賀	月4回	第1・2・4木曜日 第3月曜日	10時～16時
ハローワーク鳥栖	月2回	第1・3木曜日	10時～16時
ハローワーク唐津	月1回	第1火曜日	10時～16時
ハローワーク武雄	月2回	第1水曜日 第3火曜日	10時～16時
ハローワーク伊万里	月2回	第1・3火曜日	10時～16時
ハローワーク鹿島	月1回	第2火曜日	10時～16時

4 ナースセンター就業相談員

看護管理経験のある看護職有資格者もしくはナースセンター職員

5 実施内容

就業相談、看護資格取得相談等
離職に関する相談

6 対象者

看護職及び看護補助者就業希望者

問い合わせ 公益社団法人佐賀県看護協会 佐賀県ナースセンター
〒849-0201 佐賀市久保田町大字徳万 1997-1
Tel 0952-51-3511 Fax 0952-68-3603 担当